

顧客に関する情報のより一層の保護に向けた「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について

令和 5 年 12 月 19 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、2022 年 7 月 20 日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」¹に基づき、協会の役職員の情報漏えい等行為に対する処分の厳格化等について、「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」(2022 年 9 月設置)²において基本的な方向性に係る議論を行い、当該議論の内容を踏まえ、本年 3 月以降、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、顧客に関する情報に係る禁止行為の拡充について検討を行ってきたところである。

今般、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、顧客に関する情報に係る禁止行為を拡充することにより顧客に関する情報のより一層の保護を図るため、「協会の従業員に関する規則」、「金融商品仲介業者に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正（別紙 1）

- (1) 役職員が協会員を退職するに当たり、顧客に関する情報について当該協会員へ返却又は消去しないことを禁止行為に加えることとする。

(第 7 条第 15 号イ)

- (2) 他の協会の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者における金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得することを禁止行為に加えることとする。

(第 7 条第 15 号ロ)

- (3) 禁止行為を通じて保持又は取得している顧客に関する情報について、自らの職務に使用することを禁止行為に加えることとする。また、他者から提供を受けた顧客に関する情報について、当該顧客に関する情報が禁止行為を通じて保持若しくは取得されたもの又は他の協会員若しくは金融商品仲介業者から漏えいしたものであることを知りながら自らの職務に使用することを禁止行為に加えることとする。

¹ 2022 年 7 月 20 日付協会員通知「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」(日証協(自)2022 第 53 号) 参照。<https://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/minaoshi/minaoshi.html>

² 2022 年 9 月 20 日付協会員通知「『協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ』の設置について」(日証協(規審)2022 第 76 号) 参照。
<https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20220909102518.html>

(第7条第15号ハ、同号ニ)

- (4) 職務上知り得た秘密の漏えいに係る禁止行為を顧客に関する情報の漏えいに係る禁止行為として規定し、その対象範囲の明確化等を図ることとする。

(第7条第15号ホ)

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正（別紙2）

- (1) 金融商品仲介業の顧客に関する情報について、外務員が金融商品仲介業者を退職するに当たり、当該顧客及び当該金融商品仲介業者から退職後の使用について退職前に同意を得た当該顧客の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先を除き、当該金融商品仲介業者へ返却又は消去しないことを禁止行為に加えることとする。

(第24条第15号イ)

- (2) 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員において、協会の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者における金融商品仲介業の顧客に関する情報を、不正に取得することを禁止行為に加えることとする。

(第24条第15号ロ)

- (3) 禁止行為を通じて保持又は取得している顧客に関する情報について、自らの職務に使用することを禁止行為に加えることとする。また、他者から提供を受けた顧客に関する情報について、当該顧客に関する情報が禁止行為を通じて保持若しくは取得されたもの又は協会若しくは他の金融商品仲介業者から漏えいしたものであることを知りながら、自らの職務に使用することも禁止行為に加えることとする。

(第24条第15号ハ、同号ニ)

- (4) 金融商品仲介業により知り得た秘密の漏えいに係る禁止行為を顧客に関する情報の漏えいに係る禁止行為として規定し、その対象範囲の明確化等を図ることとする。

(第24条第15号ホ)

3. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正（別紙3）

- (1) 顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならないとする規定を、顧客に関する情報を漏えいしてはならないとする規定に改めることとする。

(旧第5条第2項、第13条の2第1項)

- (2) 協会は、他の協会又は金融商品仲介業者における金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得し又は不正に取得した顧客に関する情報を業務に使用し若しくは漏えいしてはならないこととする。

(第13条の2第2項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、2024年2月1日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

別紙 1

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 12 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～14 (現行どおり)</p> <p>15 <u>顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。</u></p> <p>イ <u>従業員が協会員を退職（第 2 条第 6 号イの出向により受け入れた者については離任、同号ニに定める者については当該協会員における派遣契約の終了をいう。）する場合において、顧客に関する情報を当該協会員に返却又は消去しないこと。</u></p> <p>ロ <u>他の協会の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。</u></p> <p>ハ <u>イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第 24 条第 15 号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。</u></p> <p>ニ <u>他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報、金融商品仲介業規則第 24 条第 15 号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報又は他の協会員若しくは金融商品仲介業者から漏えいした顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。</u></p> <p>ホ <u>顧客に関する情報を漏えいすること。</u></p> <p>16～27 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～14 (省 略)</p> <p>15 <u>職務上知り得た秘密（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>16～27 (省 略)</p>

別紙 2

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 12 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～14 (現行どおり)</p> <p>15 <u>顧客に関する情報(見込み顧客を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。)について、次に掲げる行為を行うこと。</u></p> <p>イ <u>外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報(当該顧客及び当該金融商品仲介業者から退職後の使用について退職前に同意を得た当該顧客の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先を除く。)</u>を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。</p> <p>ロ <u>協会の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。</u></p> <p>ハ <u>イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第 7 条第 15 号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。</u></p> <p>ニ <u>他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報、従業員規則第 7 条第 15 号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報又は協会員若しくは他の金融商品仲介業者から漏えいした顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。</u></p> <p>ホ <u>顧客に関する情報を漏えいすること。</u></p> <p>16～19 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～14 (省 略)</p> <p>15 <u>金融商品仲介業により知り得た秘密を漏洩すること。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>16～19 (省 略)</p>

以 上

別紙 3

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和5年12月19日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第5条 (現行どおり) (削 る)</p> <p><u>2</u> 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。</p> <p>(顧客情報の漏えい等の禁止)</p> <p><u>第13条の2</u> 協会員は、顧客に関する情報(見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。次項において同じ。)を漏えいしてはならない。</p> <p><u>2</u> 協会員は、他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。)の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得し、又は不正に取得した顧客に関する情報を業務に使用し若しくは漏えいしてはならない。</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、令和6年2月1日より施行する。</p>	<p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p><u>2</u> 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</p> <p><u>3</u> (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

以 上